

第9回 松戸市景観表彰 屋外広告物申請分（令和3年度）開催要項

1 目的

この要項は、松戸市景観条例第22条の規定による景観表彰（以下「表彰」という。）、松戸市景観表彰に関する要綱（以下「要綱」という。）及び松戸市景観表彰実施要領（以下「要領」という。）に基づく表彰の開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象

第9回（令和3年度）の表彰は、以下の各号に該当するものを対象として実施する。

- (1) 要綱第3条(2)、要領2(1)及び3(2)に規定する届出・申請分のうち、千葉県屋外広告物条例に基づき申請のあったもの。
- (2) 要領3(2)ウ(イ)の規定に従い、平成30年度から令和2年度の3か年の間に申請のあったもの。

3 選考

表彰の選考は、要領4(3)の規定に従い、以下のとおり実施する。

(1) 表彰対象の1次選考

2で対象とした屋外広告物について、都市計画課職員が基準に基づき抽出及び配点し、そのうち点数の高いものから表彰及び選考を実施することに同意したものを選考する。

(2) 表彰対象の2次選考

(1)で選定した屋外広告物について、松戸市景観形成庁内調整会議内に設置する「松戸市景観形成庁内検討会 景観表彰調整部会」で法令順守等について確認の上、「景観表彰庁内選考委員会」に諮り、選考する。

(3) 表彰対象の3次選考

(2)で選考した屋外広告物について、屋外広告物の専門家である千葉県屋外広告美術協同組合による審査に基づき選考する。審査は現地確認の上、採点により行うものとする。

(4) 表彰対象の最終選考

(3)で選考した屋外広告物について、松戸市景観審議会に諮り、受賞候補を選出する。

4 景観賞

- (1) 表彰における賞の区分は要領5(2)のとおり、大賞、優秀賞及びその他表彰に値するものとし、そのすべて若しくはいずれかを選出できるものとするが、3(3)において適当な受賞候補が選出されなければ該当なしとすることもできる。
- (2) 景観賞の授与及び周知（公表）は、受賞候補選出後、対象者に受賞及び公表の同意を確認の上、改めて行うものとする。

5 その他

この要項に定めのないことは、基本的な方針等については要綱及び要領に従うものとするが、そのいずれにも記載のない事項については、必要に応じ、市長が別に定めるものとする。